

## 社会福祉法人 山口県共同募金会 市町共同募金委員会 設置規程

## (設置)

- 第1条 社会福祉法人山口県共同募金会（以下「本会」という。）は、定款第36条の規程に基づいて、市町の区域等に地域福祉を推進するため住民参加を基調とした共同募金委員会を置く。
- 2 共同募金委員会の区域内に、共同募金委員会の下部組織として地区共同募金委員会を置くことができる。
- 3 地区共同募金委員会の区域内に、下部組織として学区等の区域を単位とする学区共同募金委員会を設けることができる。

## (目的)

- 第2条 共同募金委員会は、本会の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、この会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動を行うことを目的とする。

## (事業)

- 第3条 共同募金委員会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 募金活動の実施
- (2) 共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 地域福祉に係わる資金需要の把握及び助成申請の周知と受付
- (5) 助成申請団体の審査及び助成業務とその評価
- (6) 社会福祉協議会との連携
- (7) 助成を受ける団体等からの相談への対応
- (8) 歳末たすけあい運動の推進
- (9) 関係組織との連絡調整
- (10) その他、共同募金運動の目的を達成するために必要な事業

- 2 共同募金委員会は、本会が定める期限までに、区域内における募金計画並びに助成計画、募金を行う際の募金活動案等をまとめた共同募金推進計画を策定するものとする。なお、策定にあたっては、区域内の地域福祉活動計画との連動を図る。共同募金委員会は共同募金推進計画を本会に進達し、本会は必要な協議を経て機関決定するものとする。
- 3 共同募金委員会は、募金と助成に関して、幅広い住民や団体の参加を呼びかけ、住民の共同募金運動に対する理解と共感を高めるために共同募金推進会議を開催することができる。

(役員)

第4条 共同募金委員会に役員として、運営委員、監事を置く。会長及び副会長は運営委員の中から互選し本会会長が委嘱する。監事は運営委員会で選任し本会会長が委嘱する。

2 共同募金委員会は運営委員による運営委員会を設置する。

(審査委員会)

第5条 共同募金委員会は助成計画の策定や共同募金の助成の審査を行うことを目的として、審査委員会を置く。

2 審査委員会は審査委員により組織する。

(専門委員会)

第6条 共同募金委員会に専門事項の協議を行うことを目的として、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は専門委員により組織する。

(会計)

第7条 共同募金委員会の会計については、本会の経理規程に基づくものとする。

(経費)

第8条 共同募金委員会の経費は、本会からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第9条 共同募金委員会の事務を処理するため事務局を置く。

(会則)

第10条 共同募金委員会は、本会が定める共同募金委員会モデル会則に基づき、それぞれ会則を制定するものとする。

2 次の事項は、会則をもって規定する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 会長、副会長、運営委員、監事の定数及び任期
- (4) 運営委員会、議長及び定足数

3 会則の制定または改正に当たっては、運営委員会の議決を経て、本会の会長の承認を得るものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年8月1日から施行する。  
(旧規程の廃止)
- 2 社会福祉法人山口県共同募金会支会及び分会規程(昭和27年7月14日施行)は、  
廃止する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 県社会福祉事務所の所管区域及び町村の区域については、第1条第2項の規定にか  
かわらず、平成17年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成17年4月1日からこれを施行する。  
(経過措置)
- 2 町村の区域においては、第1条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日  
までは、なお従前の例により支会及び分会を置くことができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成25年4月19日からこれを施行する。  
(経過措置)
- 2 共同募金委員会の区域内においては、第1条第2項の規定にかかわらず、平成28  
年3月31日までは、なお従前の例により分会等を置くことができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年9月19日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までは、なお従前の例により支  
会及び分会を置くことができる。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。